

フィルタリングの普及啓発アクションプラン（ISP）

2006年3月17日

社団法人 電気通信事業者協会

社団法人 テレコムサービス協会

社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

1. はじめに

インターネットの普及は、さまざまな情報やサービスへのアクセスを容易にし、その特性を生かした新たなビジネスが生まれ出されて広く消費者の支持を集めるなど、国民に計り知れない利便性をもたらした。

青少年の利用についても、すでに学校教育の現場ではインターネットが学習に積極的に活用されているし、家庭での利用も進んでいる。

インターネットは、一般利用者であっても情報を自由に発信し、その内容によってはマスメディアに匹敵する影響力を持つことなど、従来からの情報流通にはない特性を持っている。このこと自体は何ら批判されることではないが、利用のしかた次第では不適切な情報や違法な情報を流通させることも可能であり、実際にそれが社会問題となっている。また、迷惑メールのような形で積極的に有害な web サイトに誘引され、不当に「利用料金」の請求を受けたり、さらには児童買春の被害者になるなどの深刻な被害も生じている。

青少年がインターネットを有意義に活用し、その能力を将来社会で存分に発揮できるようになることは、わが国の発展のために欠かすことができない。しかし、精神的に、また社会経験も未熟な青少年が有害な情報に接することは、時として深刻な事態をもたらすことになる。本来はインターネットの影の部分についても適切な教育を行うことにより自ら有害な情報の影響を受けないようにすることが必要ではあるが、年齢、学校や家庭の状況などによっては、技術的に有害情報を遮断する技術（フィルタリング）を活用することが望ましい場合もある。

私たちインターネットプロバイダー（ISP）事業者は、フィルタリングの利用は最終的に保護者や学校等において判断すべきであるとの考えに立ちながらも、その前提として、フィルタリングに関する正しい知識の普及、フィルタリングを利用したいと考える利用者が有効にそれを利用できるようにするための支援などを行っていくことが必要であると考え、ここにフィルタリングの普及啓発アクションプラン（ISP事業者編）を策定する。

2. インターネットにおける情報流通態様とフィルタリングの現状

(1) 概要

インターネットは、その情報を集中的に管理する組織が存在せず、世界中に点在するサーバに存するコンテンツに対して情報の受け手が直接アクセスする構造になっている。このことは利用者の自由な情報発信を可能にする一方、有害情報や違法情報に対する規制を難しくしている。

また、情報を流通させる手段も多様化している。従来は ISP 事業者が設置する web サーバにコンテンツを掲載する方法が一般的であったが、常時接続の普及に伴い、その回線の先端に利用者が自前で web サーバを設置することや、P2P 技術を利用する情報発信も一般的になってきた。情報流通の媒介者である ISP 事業者であってもどのような情報が流通しているかを知ることができない事例も多く、発信者が利用している ISP 事業者による規制も技術上および制度上の限界から不可能な場合が増えている。

(2) 受信者に対するサービスの現状と今後の可能性

① 受信者側での自衛の重要性

パソコンを使うインターネット接続は、携帯電話によるインターネット利用と異なり、利用者の設備が直接インターネットへの接続を持つことになる。このため、ISP事業者がネットワーク側で情報の選別や管理を行うことはほぼ不可能でもあるし、インターネット上のコンテンツにはさまざまな種類やプロトコルがあるため、その内容を判定して中継の可否を判断することは事実上不可能である。

また、情報の発信者が自前でwebサーバを立ち上げており、ISP事業者がそれに対するアクセスを提供しているにとどまる場合などは、法令上ISP事業者による発信者に対するサービス提供の停止は困難であるし、ホスティングやwebサーバ利用などによる場合でも、青少年に有害な情報であれば削除や利用停止等が可能ということはない。(青少年に有害とされても、単純なアダルト情報などは削除が適切ということにはならない。)¹

さらに、海外のサーバによる情報の発信など事実上ISP事業者の対応が不可能な場合も多いし、違法・有害な情報は次々複製されて増殖的に流通することもあり、その発信を止めることにより青少年を有害情報等から守ることはできないといわざるをえない。

このため、利用者自身がインターネットのこのような性質を理解し、有害な情報にアクセスしないようにすることが第一義的な対策であり、ISP事業者は技術的な方法および利用者への啓発活動によりそれを支援することが重要である。

② フィルタリングの現状

1. フィルタリングの方法

パソコンを使うインターネットのアクセスについては、利用者の設備から相手方のサーバまでの間にアクセスを制御する装置が何ら介在しないのが普通であり、ネットワーク側で情報の選別等を行うことは技術的に難しい場合も多い。(別紙 図1)

このため、一般的には利用者の設備(一般的にはパソコン)にフィルタリングソフトをインストールし、webコンテンツへのアクセスは常にフィルタリングサービス提供会社のプロキシサーバを通るようにすることが一般的である。(ただし、ISP等のサービスによらなくても利用者が自らソフトウェアを購入すれば同様の機能が利用できる。)(図2(1))

なお、一部にはISPのネットワークに特別な機器を挿入し、契約者のすべての通信についてその装置を経由させ、希望する利用者にはネットワーク側でフィルタリングを行うサービスを提供する事業者もある(ぷららネットワークスなど)。(図2(3))

(これらの方式の比較については別紙の表1を参照。)

2. 各事業者の取り組み

主なISP事業者は、インターネット接続サービスのオプションサービスとして、フィルタリングのサービスを提供している。(別紙 表2)

各社ともサービスのwebサイトにおいて特長や利用方法を説明し、オンラインでの簡易な手続により契約を受け付けている。

フィルタリング機能の解除についてもwebサイトで行うことが可能であるが、ISPのサービスはクレジットカードによる料金支払いが主流であり、契約者は子どもではなく保護者になっていることが普通である。この場合、保護者が契約情報を適切に管理していれば、子ども自身がフィルタリ

¹ 違法・有害情報の流通を止める方策等については、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」において、ISP事業者等が当該情報を削除した場合などの責任等を中心に議論が進んでいる。(2006年3月現在)

ング機能を解除することはできない。(ただし、インターネット接続に必要なログイン ID 等を web での契約管理サービスと共用している ISP 事業者の場合は、この限りでないことがある。)

3. 今後の普及のための問題点

フィルタリングサービスの利用率は保護者の期待にかかわらずあまり高くないことが現状である²。主な理由は、プログラムのインストールが必要など利用に手間がかかること、フィルタリングサービスを各社が提供していることの認知が進んでいないためと考えられ、今後の改善に向けた努力が必要である。

また、ISP事業者は携帯電話事業者等と異なり中小規模の事業者も多数存在し、特に地方においては多くの地域系ISPが地域密着型のサービスを提供している。これらの事業者はその特性を生かし、地域の青少年への情報リテラシー教育の一翼を担える可能性を有しているが、フィルタリングに関し、例えば、自社単独でサービスを提供することが難しいことも多い。(大手事業者はフィルタリングサービスを提供する会社と包括的に契約を行っているが、契約数の少ないISPでは利用者数がまとまらず難しいことも多い。)

3. フィルタリング普及啓発のためのアクションプラン

アクションプラン(各団体共通プラン)において掲げた、2007年3月までにフィルタリングの認知度を70%まで向上させる目標を実現するために、ISP事業者は以下の各号に定める行動を行うものとする。

なお、ISP事業者は、携帯電話会社等と異なり、営業窓口を持たずにオンラインによる申込を行うことが普通である。また、定額の料金制度が多いことから、請求書等の発行をせず、このため利用者に対する定期的な郵送物もないことが多い。

また、ISP事業者が保有している契約者情報からは、実際の利用者に青少年がいるかについてほとんど知ることができない。

さらに、パソコン通信時代と異なり、インターネットに接続して最初に表示されるページがISP事業者のwebページということもなく、ISP事業者から積極的に何らかの働きかけをする手段は限られている。

このような状況下ではあるが、安全・安心なインターネットの利用を促進する社会的使命に鑑み、ISP事業者は最大限の努力を続けていくものである。

(1) 情報リテラシー教育の推進

フィルタリングを利用する前提として、青少年および保護者の両方が、インターネットにおける有害情報の存在およびフィルタリングの限界に関する正しい知識を持たなければならないことはいうまでもない。

ISP事業者は、自社のwebページ、契約書面等への同封などにより、例えば「青少年のインターネット利用に関して、保護者の皆様に知っていただきたいこと」などの啓発を行うことに努める。

フィルタリングに関しては、特に以下の点を周知することが望ましい。

1. フィルタリングサービスを利用できること(自社で提供しない場合は、フィルタリングソフトの購入により対応できること)。
2. フィルタリングにはさまざまな手法があるため、自社のサービスがどのような特性(有害サイトの判断基準や有害情報への即応性など)を持っているか。
3. フィルタリングの技術には限界があり、有害情報のすべてを遮断できるものではないため、利用者(子ども自身および保護者)の自衛も引き続き重要であること。
4. 子どものインターネット利用について、保護者の適切な指導や親子のコミュニケーションが欠かせ

² フィルタリングソフトウェアを提供するネットスター社のwebアンケートによる調査(2005年4月)によれば、フィルタリングについて約8割の保護者が「必要」と回答しているのに対し、「利用している」と回答した保護者は約13%にとどまる。

ないこと。

ISP 事業者は、フィルタリングに関する情報サイトの作成など、各社が個別に作成するよりも効果が高い情報を取りまとめ、web サイト等で提供するとともに、総務省、関係団体等が推進する e ネットキャラバン等のイベントなどを積極的に活用し、普及啓発に努める。

なお、フィルタリングの利用は利用者（主として保護者）の判断により決定されるものであることはいうまでもない。また、保護者がインターネットに関する十分な知識を有するとは限らないため、フィルタリングについて過度な期待を与えることがないよう、周知や広告の表現には注意する必要がある。

(2) フィルタリングサービスの提供

すでに大手事業者の多くはフィルタリングサービスを提供しているため、今後は中小規模の事業者もできる限りフィルタリングを利用したい利用者の要望に応えられるよう努める。

学校等にサービスを提供する ISP 事業者は、フィルタリング技術のメリットと限界を正しく教員等に対し説明し、有益な情報教育のために活用されるよう努める。

ISP 事業者は、中小規模の事業者でも共同利用により利用者数を取りまとめて利用者にサービスを提供するためのスキームの可能性について、引き続き検討する。

※なお、フィルタリングは市販のソフトウェアをインストールすることでも対応可能であるため、自社でサービスを提供せず、市販ソフトウェアの中から利用者が自ら選択すべきとの方針も十分ありうる。その場合でも、フィルタリングソフトの存在や一般的な利用方法等の啓発を行うことが望ましい。

(3) 既存のフィルタリングサービスの改善

現在提供されているフィルタリングサービスは、市販のソフトウェアによるものを含めその多くがソフトウェアのインストールを必要とするため、利用には若干の障壁があるのが現状である。また、対応OSもWindowsに限られていることが多い。

ソフトウェア自体はISPが自前で開発するものではなく、フィルタリングサービス提供事業者のサービスを利用しているものであるが、ソフトウェアのインストール方法やサポートの改善、および対応OSの拡大などに向け、開発元と協議するなどの対応をしていきたい。

ソフトウェアや利用契約の形態によっては、また、OSの管理者権限の設定が不適切な場合、子ども自身が保護者に無断でフィルタリングの機能を解除できる。本来は親子のコミュニケーションを通して解決を図る問題ではあるが、この点についても開発元との協働等により改善に向け努力する³。

(4) 今後の継続的改善

今後、フィルタリングの普及啓発の実施状況等に鑑み、さらなる普及啓発や既存技術の改善のための活動を行ってゆくものとする。

³ 具体的には、子ども自身で解除できてしまう場合の例を周知することのほか、ソフトウェアの開発元に対して解除方法の改善を要請する、ネットワーク側で（ISP事業者との契約変更により）フィルタリングを実施する場合は解除手続等において保護者の意思をきちんと確認できるしくみとするなどが考えられる。

(参考)携帯電話とPCの違い

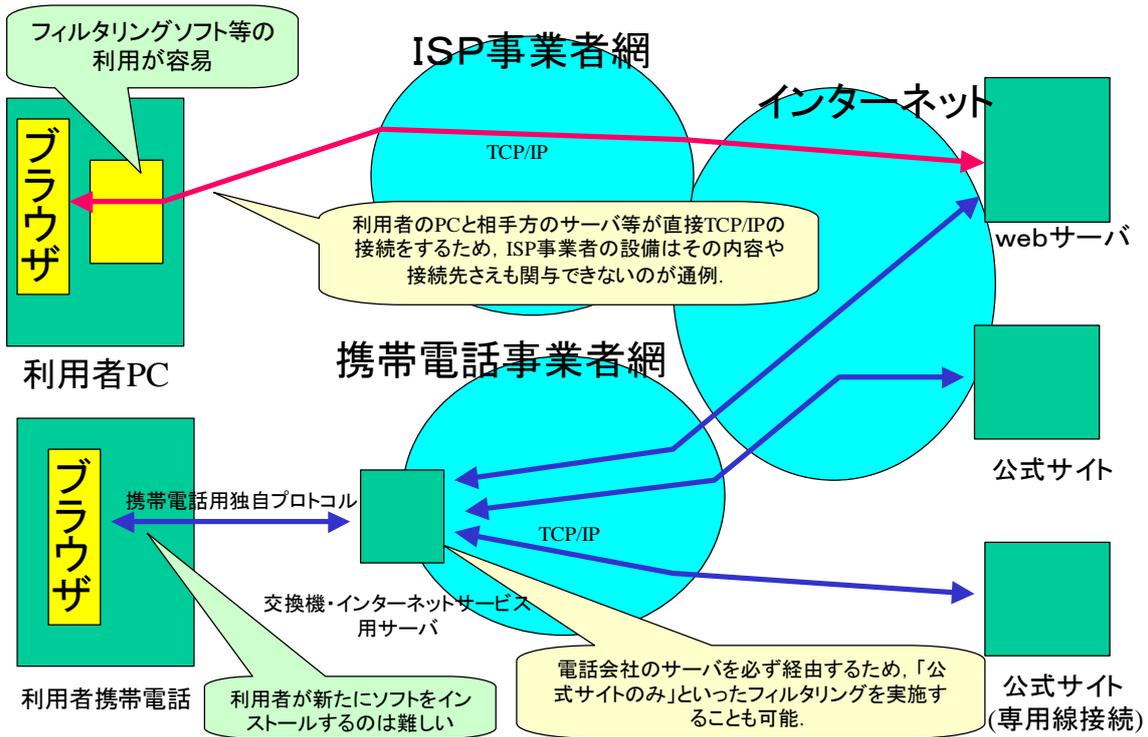


図1 携帯電話とPCの違い

フィルタリングの技術的手法

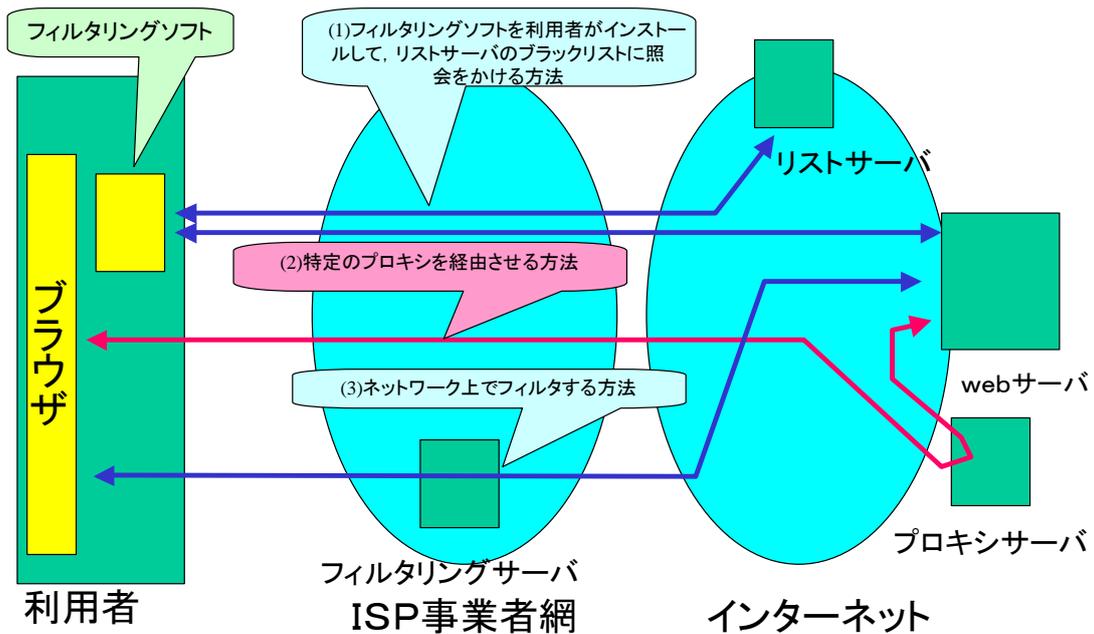


図2 フィルタリングの技術的手法

表1 フィルタリングの主な手法

	フィルタリングソフトを利用する方法	特定のプロキシを経由させる方法	ネットワーク上でフィルタする方法
概要	<p>ISP が提供し、または市販されているソフトウェアを利用者の PC にインストールする。</p> <p>ソフトウェアは、web ブラウザがアクセスしようとする URL をリストサーバに照会し、ブラックリストに一致する場合はアクセスを拒否する。</p>	<p>利用者のブラウザの設定を変更し、web 等のアクセスに特定のプロキシを経由するように設定する。</p>	<p>ISP に特別な機器を設置し、特定プロトコルの遮断、不適切な web サイトへのアクセスの遮断などを行う。</p>
フィルタリング対象	<p>一般的には、web ページ(HTTP によるアクセス)が対象となる。技術的には他のプロトコルにも対応可能と思われる。</p>	<p>同左。HTTP プロトコル以外についても、すでにサービス対象としている事業者もある。</p> <p>技術的には、バイズ法の応用等により、ブラックリストによらなくても有害な文字列等を解析してフィルタリングすることも可能。(プロキシではないが、児童向け検索エンジンなどで実用化されている。)</p>	<p>web アクセスに限らず、インスタントメッセージ、ネットゲームなどのプロトコルを遮断することもできる。(ただし web 以外はプロトコル全体を遮断することが通例であり、それ自体は家庭用ルータでも実現可能。)</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISP が提供するサービスを利用してもよいし、市販のソフトウェアを購入してもよい。 ・ 市販ソフトウェアを含めれば、複数のサービスの中から、利用者が自由に選ぶことができる。 ・ カテゴリ、判断のスレッシュホールドなどを利用者が自由に設定できることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の設定は概ね容易。 ・ ソフトウェアのインストールが不要。 ・ ブラウザや OS を問わず利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者におけるソフトウェアのインストールやブラウザの設定変更は不要。 ・ ISP との契約を変更しなければ、フィルタリングの解除はできない。(ただし回避する方法は他にもある)
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェアのインストールが必要であり、利用者によっては面倒に感じることや支障が生じることもある。 ・ ソフトウェアが動作する OS に制約がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリや判断のスレッシュホールドなどは一律になることも多い。 ・ フィルタリングの解除が比較的容易。 ・ 一度プロキシを通るため、アクセスが遅くなることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISP 側に高価な機器を導入する必要がある。 ・ 契約プランにより、利用の可否が分かれる場合もある。 ・ 該当するプランの利用者の通信は一度当該機器を通るため、通信の秘密との関係に配慮する必要がある。 ・ カテゴリや判断のスレッシュホールドなどは一律になることも多い。

表2 主なISP事業者のフィルタリングサービスの実施状況(2005年12月調査)

ニフティ	方法	PCにソフトウェアをインストールし、アクセスの際にフィルタリング会社のリストを照会するようにする
	ソフトウェア	i-フィルター(デジタルアーツ)
	概要	カテゴリ、フィルタリングレベル、利用時間帯制限、閲覧履歴
	料金	月額210円
NEC(Biglobe)	方法	PCにソフトウェアをインストールし、アクセスの際にフィルタリング会社のリストを照会するようにする
	ソフトウェア	i-フィルター(デジタルアーツ)
	概要	カテゴリ、フィルタリングレベル、利用時間帯制限、閲覧履歴
	料金	月額210円
NTTコミュニケーションズ(OCN)	方法	PCにソフトウェアをインストールし、アクセスの際にフィルタリング会社のリストを照会するようにする
	ソフトウェア	独自ブランド(エンジンはネットスター)
	概要	カテゴリ、フィルタリングレベル、利用時間帯制限、閲覧履歴
	料金	月額210円
KDDI(DION)	方法	webブラウザのプロキシの設定を変更し、特定のプロキシを経由する
	ソフトウェア	Iフィルター(デジタルアーツ)
	概要	カテゴリ等は固定
	料金	無料(申し込みも不要)
日本テレコム(ODN)	方法	webブラウザのプロキシの設定を変更し、特定のプロキシを経由する
	ソフトウェア	InterSafe(アルプスシステムインテグレーション)
	概要	カテゴリ等は固定
	料金	月額315円
ぷららネットワークス(Plala)	方法	ネットワーク側で特定のアクセスを遮断する ※一部の接続プランの利用者に対し、デフォルトで実施
	ソフトウェア	独自開発
	概要	カテゴリ等は固定
	料金	無料